

I 第2期山形県スポーツ推進計画の基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 令和6年度までを計画期間とする山形県スポーツ推進計画（平成25年3月策定「山形県スポーツ推進計画」及び平成30年6月策定「山形県スポーツ推進計画<後期改定計画>」）に基づくこれまでの取組みの成果や課題、この間のスポーツをめぐる状況の変化等を踏まえ、今後の本県におけるスポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに「第2期山形県スポーツ推進計画」を策定するもの
- 2 計画の位置付け 山形県スポーツ推進条例第8条の規定によるスポーツ推進計画及びスポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画
- 3 計画の期間 令和7年度から令和11年度まで（5年間）

II スポーツをめぐる主な状況等

1 社会状況の変化

- (1) スポーツの価値の再確認
  - ・ 新型コロナが5類感染症に移行し、スポーツ活動が活発に行われるようになったことにより、スポーツが我々の生活や社会に与える重要な価値（例：健康の保持及び増進やストレス解消、交流促進など）が再確認された。
- (2) 人口減少と少子化・高齢化の進行
  - ・ 特に地方において人口減少や少子化・高齢化が進み、スポーツに参画する者や担い手が不足するなど、スポーツ環境の維持が困難になると見込まれる。
  - ・ 高齢化が急速に進む中、年齢を問わず生き生きと活躍できるよう、健康の保持及び増進、健康寿命の延伸が重要となっている。
- (3) ライフスタイルや価値観の変化・多様化
  - ・ 働き方改革やデジタル技術の発展等によるライフスタイルや価値観の変化により、「心の豊かさやゆとりある生活」を重視する人が増加するなど、人々の求める豊かさが多様化している。
  - ・ また、近年、人々の身体的・精神的・社会的に幸福な状態を表す概念として「ウェルビーイング」という価値観が注目されており、スポーツがその実現の手段の一つとして期待されている。
- (4) デジタル技術の発展と活用
  - ・ これまでにないスピードで、AIやIoT、VR（仮想現実）・AR（拡張現実）などの技術革新が進んでおり、これらの活用により、新たなスポーツの発展が期待されている。
- (5) SDGsの推進、多様性の尊重
  - ・ スポーツにおいてもジェンダー平等などのSDGsの推進や多様性の尊重が求められている。

2 政府等の動向

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催（令和3年7月～9月）
  - ・ 新型コロナの世界的な感染拡大により、史上初めて開催が1年延期されたものの、57年ぶりに日本で夏季オリンピック・パラリンピックが開催された。
- (2) 第3期スポーツ基本計画の策定（令和4年3月）
  - ・ 第2期計画期間中の出来事や社会状況の変化などを踏まえ、第3期スポーツ基本計画（計画期間：R4～R8）が策定された。



(出典：スポーツ庁HP)

3 本県の動き

- (1) 山形県スポーツコミッションの設立（平成30年10月）
  - ・ 国内外からの合宿等の誘致・受入れの支援やスポーツ・観光資源に関する情報発信等を行うとともに、スポーツツーリズムなどスポーツを核にした交流による地域活性化を図ること等を目的とし、山形県スポーツコミッションが設立された。
- (2) 山形県スポーツ推進条例の制定（平成31年3月）
  - ・ スポーツを通して健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会を実現することを目指し、山形県スポーツ推進条例を制定した。
- (3) 東京2020オリンピック・パラリンピックに係る取組み
  - ・ 57年ぶりに日本で開催された夏季オリンピック・パラリンピックについて、県内でも聖火リレーやホストタウンとしての事前キャンプ受入れ・交流事業の実施などの取組みを行った。
- (4) 「やまがた雪未来国スポ」の開催（令和6年2月）
  - ・ 記録的な暖冬の影響で深刻な雪不足となる中、多くの方の尽力により、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会「やまがた雪未来国スポ」を本県で開催し、20年ぶりにスキー競技で天皇杯順位第4位となった。
- (5) 部活動改革の推進
  - ・ 「山形県における部活動改革のガイドライン」（R5.3）等に基づき、中学校の休日の部活動を段階的に地域のクラブ活動に展開する取組み等を進めている。
- (6) 国際大会等における本県選手の活躍や県内プロスポーツチーム等の盛り上がり
  - ・ 本県にゆかりのある選手のオリンピック、パラリンピックを始めとした国際大会等での活躍や、県内におけるプロスポーツチーム等（サッカー、バスケットボール、バレーボール等）の盛り上がり、県民に元気や勇気を与えると同時に、地域活性化に貢献している。
- (7) 県の組織改編（令和6年4月）
  - ・ 令和6年度の組織改編において、観光や地域活性化などの視点を加えた総合的なスポーツ振興施策の推進等のため、スポーツに関する業務（学校体育を除く。）を教育局から観光文化スポーツ部へ移管した。



III 本計画の目指す姿と基本方針

【目指す姿】スポーツを通じた健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現

- 1 誰もがスポーツを楽しめる機会創出、環境整備の必要性
  - ・ 生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営めるよう、全ての人々がスポーツにアクセスできる社会の実現やライフステージに応じたスポーツ活動の推進等が必要
  - ・ 人生100年時代の到来により健康増進等を図るスポーツ活動の重要性が増大

➔ **【基本方針1：生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現】**
- 2 子どもを取り巻くスポーツ環境の変化
  - ・ 少子化や部活動改革等に伴い、子どもを取り巻くスポーツ環境が大きく変化
  - ・ 生涯にわたりたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、公正さや規律を尊ぶ態度、克己心等を育むため、子どもの時から運動に親しむことが重要
  - ・ 学校、家庭、地域の連携や指導者の育成等により、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図るとともに、子どもの体力の向上に向けた取組みを一層推進することが必要

➔ **【基本方針2：子どものスポーツ機会の充実と体力の向上】**



- 3 国際大会や全国大会における本県選手の更なる活躍の促進
  - ・ 本県にゆかりのある選手が世界や全国の檜舞台で活躍することは、県民に明るい話題を提供するとともに、活力ある県勢発展に大きく寄与
  - ・ 世界や全国の檜舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援が必要

➔ **【基本方針3：国内外で活躍できるアスリートの育成等と競技力の向上】**
- 4 活力ある地域社会の実現に向けたスポーツの推進
  - ・ 性別、障がいの有無、国籍等を問わず、県民誰もがスポーツに親しむことができ、スポーツを通して社会に参画できる環境の整備が必要
  - ・ 本県のスポーツ資源を活用して、本県の魅力を県内外に発信するとともに、プロスポーツ等との連携やスポーツを通じた交流人口・関係人口の拡大等による地域活性化の取組みの推進が必要

➔ **【基本方針4：スポーツによる共生社会の実現と地域活性化の推進】**



# IV 施策の展開

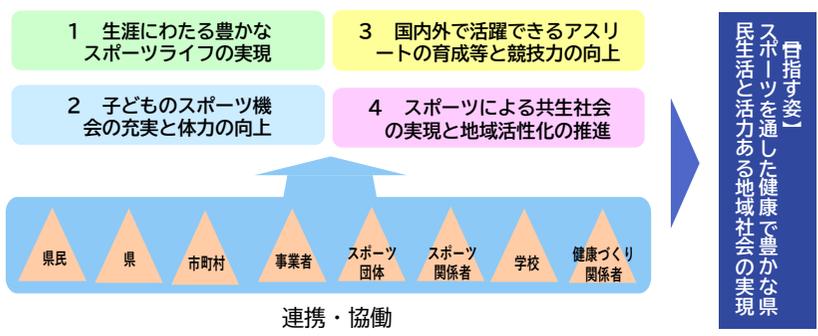
基本方針	施策展開の方向	取組み内容（例）
<b>1 生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現</b> 体力、年齢、適性、健康状態等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しむことにより、ウェルビーイングの向上が図られるよう、スポーツを楽しむ機会の創出・提供やスポーツ活動を行いやすい環境の整備等を行います。	(1) スポーツを楽しむ機会の創出 ①ライフステージに応じたスポーツ機会の創出 ②スポーツを通じた健康増進 ③スポーツ指導者等の育成とスポーツボランティア活動の普及・促進 (2) スポーツを楽しむ環境の整備 ①スポーツにおける安全・安心の確保 ②スポーツインテグリティ（誠実性、健全性、高潔性）の確保 ③学校体育施設・スポーツ施設等の整備・有効活用	・スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブの育成支援、資質向上 ・「健康経営」の普及啓発や健康経営に取り組む事業所に対する健康づくり等への支援 ・ロコモ・フレイル・介護予防等の取組みの推進 ・県広域スポーツセンターにおける関係団体等との連携の促進 ・県スポーツ協会との共催によるスポーツ指導者研修会の開催 ・スポーツハラスメント根絶に向けた研修会等の開催 ・熱中症予防や事故防止等に係る情報発信や知識の普及・啓発 ・ドーピング防止の理解を深める研修会の開催 ・県内に唯一のスポーツ施設の整備等に対する市町村への支援 ・スポーツ施設等の整備・有効活用等に向けた検討の推進
<b>2 子どものスポーツ機会の充実と体力の向上</b> 子どもの心身の健全な発達や、生涯にわたってスポーツに親しむ意識の醸成等に向けて、多様な主体が連携することで、子どものスポーツ機会の充実と体力の向上を図ります。	(1) 多様な主体が連携した子どものスポーツ機会の充実 ①幼児期から子どもが楽しく運動する取組みの推進 ②地域や関係団体等と連携した子どものスポーツ機会の充実 (2) 学校におけるスポーツ活動の充実 ①体育・保健体育授業の充実 ②地域や関係団体等と連携した部活動等の充実	・市町村が実施する「幼児共育ふれあい広場」への支援 ・「幼児期運動指針(文科省)」などの周知等の実施 ・スポーツ少年団等の指導者の育成・確保 ・県少年少女スポーツ交流大会等の実施 ・授業の好事例等が共有できるデータベースの活用 ・部活動改革を踏まえた地域スポーツとの連携体制の整備推進 ・県アドバイザーの配置による市町村の取組みへの支援 ・部活動指導員の学校への配置・活用
<b>3 国内外で活躍できるアスリートの育成等と競技力の向上</b> 本県のスポーツ選手が、オリンピック・パラリンピックをはじめとした国際大会や全国大会等において活躍できるよう、次世代を担うアスリートの発掘やトップアスリートの育成・強化と競技力の向上を目指します。	(1) 次世代を担うアスリートの発掘・育成 ①「YAMAGATAドリームキッズ」の発掘・育成 ②ジュニア期における一貫した指導体制に基づく育成・強化 (2) トップアスリートの育成・強化 ①国際大会や全国大会等に向けた戦略的支援の充実・強化 ②トップアスリート育成に向けた優れた指導者の養成・確保 ③スポーツ医・科学やデジタル技術の有効活用	・県スポーツタレント発掘事業等による優れた素質を持つ選手（YAMAGATAドリームキッズ）の早期発掘・育成と活動内容の周知・魅力発信 ・中・高連携による一貫指導を目指した競技団体との連携推進 ・県中体連・県高体連に対する支援 ・国民スポーツ大会での活躍やオリンピックメダリスト輩出に向けた県内競技団体への重点的な支援の展開 ・国内外の優秀指導者の招へいやオンラインでの講習会の推進 ・県内指導者の指導力向上を目的とした研修機会の提供 ・先進デジタル技術の有効性を踏まえた普及・啓発、活用促進
<b>4 スポーツによる共生社会の実現と地域活性化の推進</b> 性別や障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備することにより、スポーツを通じた共生社会の実現を目指すとともに、スポーツを活用した交流の促進等により、地域の活性化を図ります。	(1) スポーツを通じた誰もが参画できる共生社会の実現 ①障がい者スポーツの推進 ②スポーツにおける女性の活躍推進・ジェンダー平等の実現 (2) スポーツを通じた交流人口・関係人口の拡大、地域活性化の推進 ①プロスポーツチーム等との連携 ②スポーツイベントの開催・スポーツツーリズム等を通じた交流の拡大や地域づくりの推進 ③地域のスポーツ資源を活用した地域スポーツの推進	・障がい者スポーツ教室、パラスポーツ交流会など障がい者スポーツを体験できる機会の創出 ・障がい者スポーツボランティアバンク制度によるボランティアの募集等 ・スポーツハラスメント根絶に向けた研修会等の開催（再掲） ・女性アスリートを対象とした相談機能の強化 ・プロスポーツチームによる地域貢献活動等への支援 ・県スポーツコミッションによる情報発信や相談窓口の設置 ・本県でスポーツ合宿を行う団体への支援の実施 ・全国規模のスポーツ大会の誘致検討（マスターズ大会等） ・地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進等による地域活性化



## 《参考①》 ライフステージと基本方針の主な関係等

ライフステージ	主に関係する基本方針				スポーツの目的・効果（例）
	1	2	3	4	
幼児期					体力・運動能力の向上、心身の健全な発達、社会適応能力・認知能力の発達
学齢期					豊かな人間性の育成、技術の向上、自己実現・達成感の獲得
青年・社年期					体力の向上・維持、自己実現・達成感の獲得、ストレス解消・リフレッシュ
中年期					趣味・余暇の充実、生活習慣病の予防・健康寿命の延伸、コミュニティの形成・社会参加
高齢期					健康寿命の延伸、身体機能・認知機能の維持、社会的つながり・生きがいの形成

## 《参考②》 施策の展開方法（イメージ）



## V 推進体制

- 関係機関等との連携  
 スポーツの「主役」である県民、事業者、スポーツ団体、スポーツ関係者、学校、県・市町村などがそれぞれの立場に応じて連携・協働しながら取組みを推進
- 施策の進行管理  
 毎年度、施策の取組み状況や進捗状況を把握し、進行管理と評価を行い、次年度以降の施策展開に向けた検討を実施